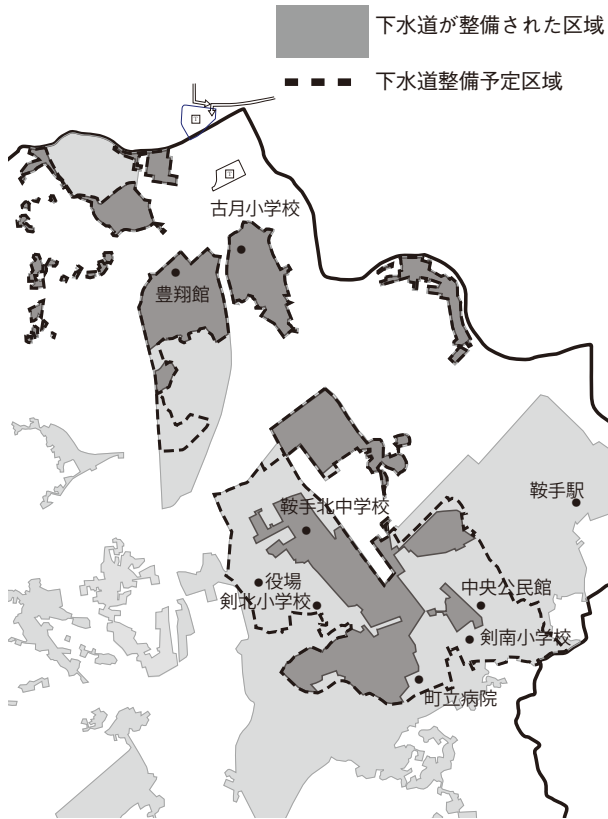


快適で住みやすい まちを目指して

下水道

町では、平成7年度より下水道整備事業を開始しています。現在、下水道が整備された区域の人口は約6,400人で、そのうち66.2パーセントの人が水洗化しています。町の環境を守っていくためにも、下水道が利用可能な世帯の皆さんに水洗化していただきますようお願いします。町では、今後も左図のとおり下水道整備工事を予定しています。みなさんのご協力とご理解をお願いします。



— 1度だけの受益者負担 —

受益者負担金は、下水道が整備された区域に住んでいる土地の所有者に1度だけ負担していただくものです。その額は1㎡当たり500円です。(詳細はP19をご覧ください。)



■今後の整備予定計画

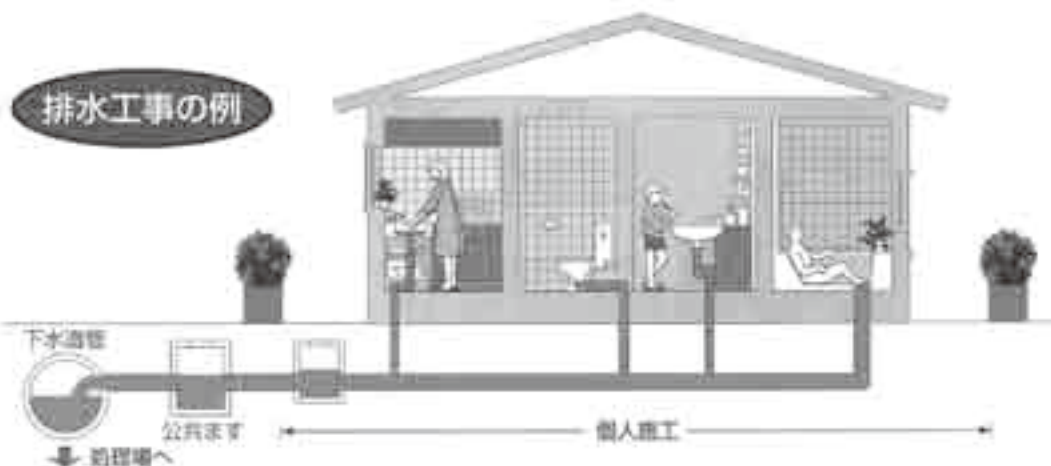
地区名	整備予定年度
西区、東区、山ヶ崎区、中本町区	平成24年度から平成27年度を予定
唐ヶ崎区、昭和通り区、上新橋区、神崎区	平成25年度から平成27年度を予定
その他の区域	平成28年度以降随時整備予定

下水道を利用するには、汲み取りトイレを水洗化、台所、お風呂などの生活排水を下水道本管につなぐ「排水設備工事」をする必要があります。「排水設備工事」は、町が指定した指定工事店のみ行なうことができます。

町では、排水設備工事のために資金を借り入れられる人に対して、町内の各金融機関等（ゆうちょ銀行は除く）と協定を結び、一定の利率で融資あっせんを行い、その利子の額の1/2を補給する制度があります。ただし、融資あっせんには下記のとおり一定の条件がありますので詳しくは上下水道課下水道班へお問い合わせください。

<融資あっせんの条件>

- 家屋の所有者または、その所有者の同意を得た使用者
- 取扱い金融機関の融資条件を満たしている人
- 町税および、下水道受益者負担金を滞納していない人
- 下水の処理開始告示の日から3年以内に完了する排水設備工事であること
- 排水設備工事を一度に負担することが困難である人



下水道が整備されることで、家庭や事業所から排出される汚水による河川の汚れを防ぎ、町から不快な悪臭をなくし、蚊やハエの発生をおさえ、快適な生活を送ることができます。

● 問い合わせ 役場上下水道課下水道班 ☎ 42局 2111 番まで

美しいふるさとであることを願って

不法投棄防止の啓発看板に選ばれました



鞍手町青少年育成町民会議環境部会では、不法投棄防止啓発活動の一環として、町内の小学生に不法投棄防止を呼びかけるポスターを描いてもらいました。その中から各小学校ごとに代表作品1点を選んでもらい屋外設置用の看板を製作しました。鞍手町衛生連合会や鞍手町の協力を得て完成した立派な看板は、各小学校区内の人目につきやすい場所に設置されています。

